

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第2区分  
 【発行日】令和4年12月6日(2022.12.6)

【国際公開番号】WO2021/193622  
 【出願番号】特願2022-510540(P2022-510540)

【国際特許分類】

H 0 5 K 9 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

【 F I 】

H 0 5 K 9 / 0 0 R

10

H 0 5 K 9 / 0 0 C

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月27日(2022.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

20

【請求項1】

一方側の面に電子部品が実装されている回路基板と、  
 前記一方側の面における前記電子部品が配置されている領域を覆う基板シールドと、  
 前記回路基板に沿った姿勢で配置される半導体メモリを収容可能なメモリ収容室と、  
前記メモリ収容室を覆う、脱着可能なメモリカバーと  
 を有し、  
 前記基板シールドは前記メモリ収容室に沿ったシールド壁を有し、  
前記メモリカバーは前記シールド壁と電氣的に接続する  
 電子機器。

【請求項2】

30

前記基板シールドは、前記シールド壁として、前記メモリ収容室を挟んで互いに反対側に位置している第1シールド壁と第2シールド壁とを有している  
 請求項1に記載される電子機器。

【請求項3】

前記回路基板は、前記一方側の面に形成され前記メモリ収容室に隣接しているグラウンドパターンを有し、  
 前記基板シールドは、前記グラウンドパターンに接しているコンタクト部を有し、  
 前記シールド壁は前記コンタクト部から伸びている  
 請求項1に記載される電子機器。

【請求項4】

40

前記グラウンドパターンは、前記メモリ収容室を挟んで互いに反対側に位置する第1グラウンド部と第2グラウンド部とを含み、  
 前記コンタクト部は、前記第1グラウンド部に接する第1コンタクト部と、前記第2グラウンド部に接する第2コンタクト部とを有し、  
 前記基板シールドは、前記シールド壁として、前記第1コンタクト部から伸びている第1シールド壁と、前記第2コンタクト部から伸びている第2シールド壁とを有している  
 請求項3に記載される電子機器。

【請求項5】

前記回路基板と前記基板シールドとを収容しているハウジングをさらに有し、  
 前記ハウジングは、前記電子機器の外表面の一部である第1の外表面を有し、

50

前記メモリ収容室は、前記第 1 の外面に沿っている第 1 の側と、前記第 1 の側とは反対側である第 2 の側とを有し、

前記第 1 の側と前記第 2 の側のうち少なくとも前記第 1 の側に、前記シールド壁部が設けられている

請求項 1 に記載される電子機器。

【請求項 6】

前記メモリ収容室は通気口を有し、

前記通気口は前記第 2 の側に設けられている

請求項 5 に記載される電子機器。

【請求項 7】

前記回路基板と前記基板シールドとを収容しているハウジングをさらに有し、

前記ハウジングは前記メモリ収容室を取り囲んでいる壁部を有し、

前記シールド壁は前記ハウジングの前記壁部の内側に配置されている

請求項 1 に記載される電子機器。

【請求項 8】

前記メモリカバーは前記ハウジングの前記壁部で支持されている

請求項 7 に記載される電子機器。

10

20

30

40

50